

家庭と同様の環境における養育の推進のため、各自治体（都道府県、指定都市、児童相談所設置市）において、「都道府県推進計画」を策定し、計画に基づいた取組を実施することとしている。

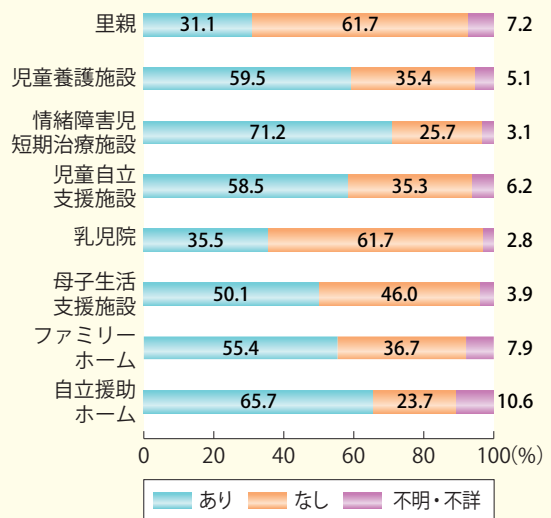
工 里親委託・里親支援の推進（厚生労働省）

里親制度³¹は、様々な事情により家庭での養育が困難になったり受けられなくなったりした子供を、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下で養育する制度である。家庭での生活を通じて、子供が成長する上で極めて重要な特定の大人との愛着関係の中で養育を行うことにより、子供の健全な育成を図るものである（第3-49図）。

厚生労働省は、里親支援事業や、児童養護施設と乳児院への里親支援専門相談員の配置（平成29年10月現在425か所）により、地方公共団体における里親委託推進に向けた取組を促しているほか、毎年10月を里親月間として定め、里親制度の普及促進に係る集中的な取組が地域の実情に応じてなされるよう要請している。

第3-48図 社会的養護の対象児童の被虐待経験

◆児童養護施設に入所している子供のうち、約6割は虐待を受けた経験がある。



（出典）児童養護施設入所児童等調査結果（平成25年2月1日）

第3-49図 里親制度

「里親」いま、家庭の新しいカタチ

家庭という居場所を求める子どもと、子どものために何かをしたいと望むあなたへ

厚生労働省

虐待や病気の療養など様々な理由で親と一緒に暮らせない子どもも、養子縁組だけでなく、子どもに必要な期間、家庭に受け入れて育てる「里親制度」があります。

どんな子どもたちが「里親」を必要とするの？

【里親になるまで】

- 1 相談
- 2 研修・実習
- 3 申請
- 4 子どもとの出会い
- 5 里親生活

31 http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/02.html

オ 施設退所児童等の自立支援策の推進（厚生労働省）

社会的養護の下で育った子供は、施設などを退所し自立するに当たって、保護者などから支援を受けられない場合が多く、その結果様々な困難に突き当たることが多い。このような子供が他の子供と公平なスタートが切れるように自立への支援を進めるとともに、自立した後も引き続き子供を受け止め、支えとなるような支援の充実を図ることが必要である。

厚生労働省は、こうした支援の充実を図るため、以下の取組を実施している。

- ・家賃相当額や生活費の貸付を行う事で安定した生活基盤を築くための「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業」（平成28年度より）
- ・平成28（2016）年通常国会において成立した児童福祉法一部改正法において、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の対象者に、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者が追加されたことに伴い、20歳到達後から22歳の年度末までの間における支援に要する費用について補助を行う「就学者自立生活援助事業」（平成29年度より）
- ・大学等就学中の者以外の自立援助ホーム入居者のうち、引き続き支援が必要な者、及び里親等への委託や、児童養護施設等への施設入所措置を受けていたが18歳（措置延長の場合は20歳）到達により措置解除された者について、原則22歳の年度末まで、引き続き必要な支援を受けることができる「社会的養護自立支援事業」³²（平成29年度より）

カ 施設機能の充実（厚生労働省）

厚生労働省は、児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設の5つの施設運営指針、里親及びファミリーホーム養育指針、第三者評価の基準により、施設運営の質の向上を図っている。

また、民間児童養護施設職員等の人材確保と処遇改善を図るため、平成29（2017）年度より、児童養護施設職員等について2%の処遇改善を行うとともに、虐待や障害等のある子供への夜間を含む業務内容を評価した処遇改善に加え、職務分野別のリーダー的業務内容や支援部門を統括する業務内容を評価した処遇改善を実施している。

キ 被措置児童等に対する虐待の防止（厚生労働省）

施設入所や里親委託などの措置がとられた子供（以下「被措置児童等」という。）への虐待があった場合には、その子供を保護し、適切な養育環境を確保することが必要である。また、不適切な施設運営や事業運営が行われている場合には、施設や事業者を監督する立場から、「児童福祉法」に基づく適切な対応が必要となる。

このため、厚生労働省は、「被措置児童等虐待対応ガイドライン」³³により、被措置児童等への虐待の防止を図っている。ガイドラインでは、都道府県の関係部局の連携体制や通告があった場合の具体的対応のための体制をあらかじめ定めること、都道府県児童福祉審議会の体制を整備すること、関係施設の協議会との連携・協議を強化し被措置児童等への周知や子供の権利についての学習機会の確保を図ることなどが具体的に示されている。

2 子供・若者の福祉を害する犯罪対策

(1) 子供・若者の福祉を害する犯罪対策

「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」（平11法

32 施設を退所した後の地域生活と自立を支援するとともに、退所した人同士が集まり、意見交換や情報交換・情報発信を行えるような場を提供する「退所児童等アフターケア事業」及び施設などを退所する子供は親がいないといった事情により身元保証人を得られないことが多いため、就職やアパートの賃借に影響を及ぼすことがないように施設長などが身元保証人となる場合の補助を行う「身元保証人確保対策事業」は本事業に編入。

33 https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/04.html

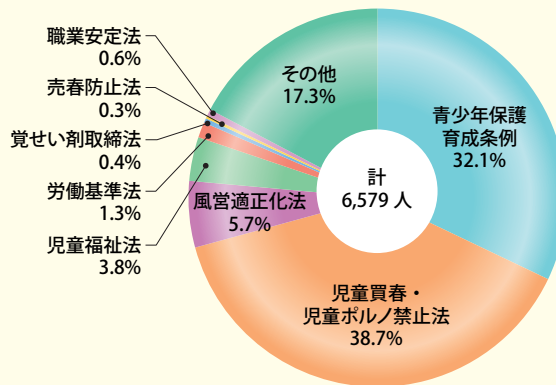
52. 平成26年6月一部改正。以下「児童買春・児童ポルノ禁止法」という。) 違反や児童福祉法違反といった福祉犯は、被害者の心身に有害な影響を及ぼし、その健全な育成を著しく阻害する。

警察は、積極的な取締りと被害者の発見保護に努めている。平成29(2017)年の福祉犯の検挙人員は6,579人で、前年に比べ167人(2.6%)増加した(第3-50図)。このうち、暴力団などの関係者の検挙人員は164人で、福祉犯における検挙人員の2.5%を占めている(第3-51表)。

検察は、積極的に関係法令を適用し、厳正な科刑の実現に努めている。

第3-50図 福祉犯の検挙人員(法令別 平成29年)

◆平成29年の福祉犯の検挙人員は6,579人。



(出典) 警察庁「少年の補導及び保護の概況」

第3-51表 福祉犯の検挙人員と暴力団の関与(平成29年)

◆検挙人員の2.5%が暴力団等関係者である。

	計	風営適正化法	売春防止法	児童福祉法	児童買春・児童ポルノ禁止法	労働基準法	職業安定法	覚せい剤取締法	青少年保護育成条例	その他
福祉犯の検挙人員数(A)(人)	6,579	373	17	247	2,544	87	37	26	2,111	1,137
暴力団等関係者(B)(人)	164	44	1	39	20	3	8	9	32	8
関与率(B/A)(%)	2.5	11.8	5.9	15.8	0.8	3.4	21.6	34.6	1.5	0.7
暴力団等関係者の構成比(%)	100.0	26.8	0.6	23.8	12.2	1.8	4.9	5.5	19.5	4.9

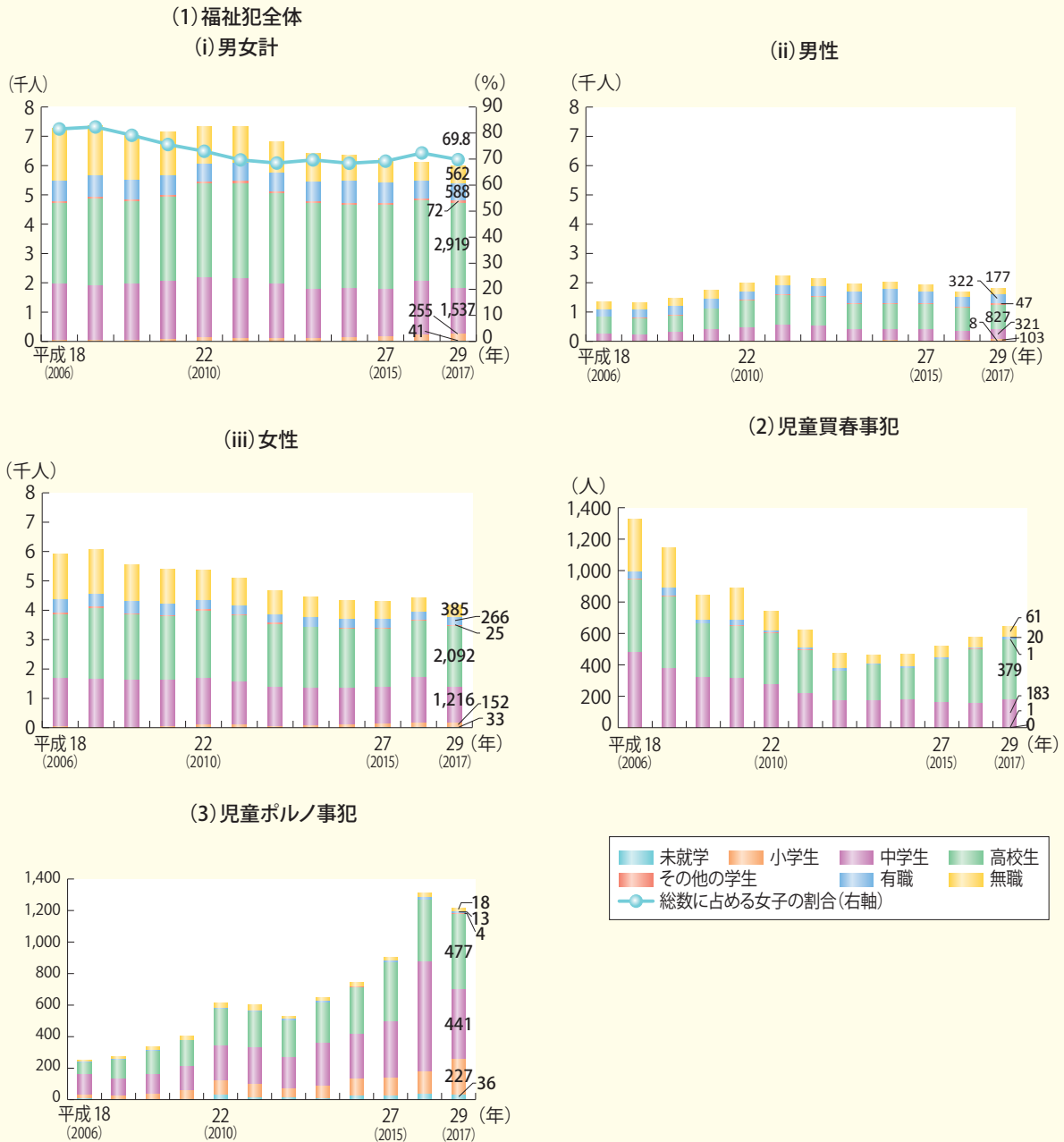
(出典) 警察庁「少年の補導及び保護の概況」

ア 子供の性被害問題(内閣府、警察庁、総務省、法務省)

児童買春や児童ポルノの製造等の子供の性被害は、子供の権利を踏みにじる断じて許しがたいものである。児童ポルノがいったんインターネット上に流出すれば、その回収は事実上不可能であり、被害を受けた子供の苦しみは将来にわたって続くことになる。福祉犯の被害者となった20歳未満の者は、このところ減少しているが、児童買春事犯の被害者は増加傾向にあるなど、引き続き、こうした犯罪の撲滅に向けた取組が重要である(第3-52図)。

第3-52図 福祉犯の被害にあった20歳未満の者

- ◆福祉犯の被害者となった20歳未満の者は、このところ減少している。
- ◆児童買春事犯の被害者は増加傾向にある。また、児童ポルノ事犯の被害者は、前年に比べ減少したが、継続して増加傾向にある。



(出典) 警察庁「少年の補導及び保護の概況」
 (注) 児童ポルノ事犯については、各年に新たに特定された被害児童数を計上。これ以外に、被害児童を特定できない画像について年齢鑑定を実施して立件する場合もある。

平成26 (2014) 年6月、児童買春・児童ポルノ禁止法が一部改正され、自己の性的好奇心を満たす目的での児童ポルノ又はその電磁的記録を所持、保管する行為や、ひそかに児童の姿態を描写することにより児童ポルノを製造する行為を処罰する罰則が新設された。この法律は、平成26年7月から施行され、自己の性的好奇心を満たす目的での所持・保管罪については、平成27 (2015) 年7月から適用が開始された。

政府では、児童買春、児童ポルノの製造等の子供の性被害の撲滅と被害児童の権利の擁護に総力を

挙げて取り組むため、国家公安委員会による総合調整の下、平成29（2017）年4月に犯罪対策閣僚会議において策定された「子供の性被害防止プラン」（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）に基づき、児童買春、児童ポルノの製造等の子供の性被害を許さない国民意識の向上を図るとともに、児童に対する加害行為に使用されるツールに着目した対策などを総合的に推進している。さらに、官民一体となって、総合的な活動を推進するため、平成28（2016）年度より、関係する民間団体等及び行政機関から構成される「子供の性被害撲滅対策推進協議会」（事務局：警察庁）が開催されている。

内閣府では、平成30（2018）年7月、「青少年の非行・被害防止対策公開シンポジウム」を開催し、「インターネットの危険から青少年を守るために」をテーマとして、インターネット利用に係る子供の性被害等に関する現状と対策等について、基調講演やパネルディスカッションを行った（第3-53図）。

警察は、児童ポルノをめぐる情勢が深刻な状態にあることから、児童買春・児童ポルノ禁止法による積極的な取締りなどを行っている。平成29年には、2,413件、1,703人を検挙した。また、児童を組織的に支配し、SNSなどを利用して児童買春の周旋を行う事犯や、児童の性に着目した営業（いわゆる「JKビジネス」など）に従事させる事犯など、児童の心身に有害な影響を与える事犯が発生していることから、その実態把握の推進と情報の分析、積極的な取締りや、有害業務に従事する児童の補導と被害児童の立ち直り支援などを推進している。

いわゆる「JKビジネス」の営業実態については、無店舗型が全体の約45%を占めている。また、「JKビジネス」が特に集中している東京都においては、平成29年7月、特定異性接客営業等の規制に関する条例が施行され、同営業に対する規制が強化されている（第3-54図）。

なお、児童ポルノの流通・閲覧を防止するため、インターネット・サービス・プロバイダなどの関連事業者によるブロッキングが実施されている。

第3-53図 青少年の非行・被害防止対策公開シンポジウム

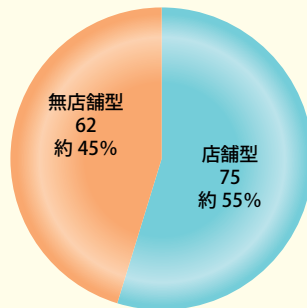


（出典）内閣府資料

第3-54図 いわゆる「JKビジネス」の営業実態（平成30年）

◆無店舗型が全体の約45%を占めている。

店舗・無店舗型別(店数)



(出典) 警察庁調べ

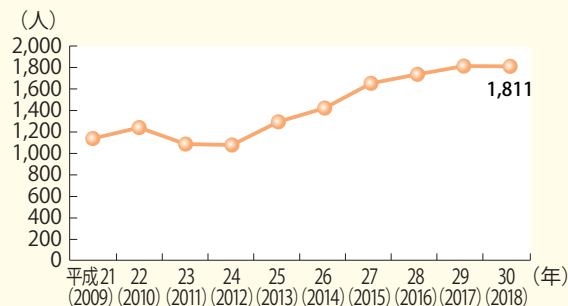
イ SNSの問題（警察庁）

SNSに起因する児童被害については増加傾向が続いている（第3-55図）。特に、面識のない相手と容易に出会えてしまうようなアプリの利用やSNSの不適切な利用による被害が増加している。警察では、福祉犯事件の取締りを強化し「児童買春・児童ポルノ禁止法」違反などを検挙している。また、援助交際を求めるなどのインターネット上の不適切な書き込みを行った子供に対し指導を行うなどの取組を推進している。

第3-55図 SNSに起因する事犯の被害に遭った18歳未満の者

◆近年増加傾向にあったSNSに起因する被害児童数は前年比で横ばい。

被害者数



(出典) 警察庁調べ

ウ 子供の犯罪被害の防止

① 学校における安全管理（文部科学省）

文部科学省は、「第2次学校安全の推進に関する計画」³⁴（平成29年3月閣議決定）に基づき、学校における安全管理を推進している。また、「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」として、地域と学校の連携・協働を通じて、元警察官などからなるスクールガード・リーダーによる学校の巡回や学校安全ボランティアに対する警備のポイントの指導、学校安全ボランティアの養成、各地

34 http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1383652.htm

域における子供の見守り活動に対する支援を行っている。さらに、学校における防犯教室等の講師となる教職員等を対象とした都道府県教育委員会が実施する講習会を支援している。

② 関係機関・団体からの情報の活用（警察庁）

警察は、法務省から子供を対象とした暴力的な性犯罪に係る受刑者の出所情報の提供を受け、出所者の更生や社会復帰を妨げないように配慮しつつ、訪問による所在確認や同意を前提とした面談を取り入れるなど、再犯防止に向けた措置を講じている。

警察は、子供が被害に遭った事案や、子供に対する犯罪の前兆と思われる声掛けやつきまといの発生に関する情報が、迅速かつ確実に保護者などに対して提供されるよう、警察署と学校・教育委員会との間で情報共有体制を整備している。これらの情報を、都道府県警察のウェブサイトで公開し、電子メールなどを活用した発信も行っている。

また、被害者本人からの申告が期待しにくく潜在化しやすい犯罪を早期に認知し、検挙や被害者の保護に結び付けるため、警察庁から委託を受けた民間団体が少年福祉犯罪や児童虐待事案、人身取引事犯などに関する通報を国民から電話やインターネットにより匿名で受け付け、事件検挙などへの貢献度に応じて情報料を支払う「匿名通報ダイヤル」を運用している。

③ 人身取引対策（内閣官房、内閣府、警察庁、法務省、外務省、経済産業省、農林水産省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省）

人身取引は重大な人権侵害であり、人道的観点からも迅速・的確な対応が求められている。これは、人身取引が、その被害者に対して深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらし、その被害の回復は非常に困難だからである。

政府では、平成16（2004）年4月から「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」を開催するなどして関係行政機関が緊密な連携を図りつつ、「人身取引対策行動計画」（平成16年12月）、「人身取引対策行動計画2009」（平成21年12月）に基づき、人身取引の防止・撲滅と被害者の適切な保護を推進してきたところ、引き続き人身取引対策に係る情勢に適切に対処し、政府一体となつてより強力に、総合的かつ包括的な人身取引対策に取り組んでいくため、平成26（2014）年12月、犯罪対策閣僚会議において「人身取引対策行動計画2014」³⁵を策定するとともに、関係閣僚から成る「人身取引対策推進会議」を随時開催することとした。

令和元（2019）年5月、人身取引対策推進会議の第5回会合を開催し、我が国における人身取引による被害の状況や、関係省庁による人身取引対策の取組状況等をまとめた年次報告「人身取引対策に関する取組について」を決定・公表するとともに、引き続き、人身取引の根絶を目指し、「人身取引対策行動計画2014」に基づく取組を着実に進めていくことを確認した。

また、平成30（2018）年6月の「外国人労働者問題啓発月間」に合わせてバナー広告により、7月30日の「人身取引反対世界デー」及び11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせてSNSにより、我が国における人身取引の実態、人身取引の防止・撲滅及び被害者の保護に係る取組に関する広報を実施し、被害に遭っていると思われる者を把握した際の通報を呼びかけた。

我が国は、人身取引議定書の締約国として被害者保護のための国際協力に努めるとともに、人身取引撲滅に向けて諸外国政府との連携を進めている。

(2) 犯罪被害に遭った子供・若者とその家族等への対応（警察庁、文部科学省）

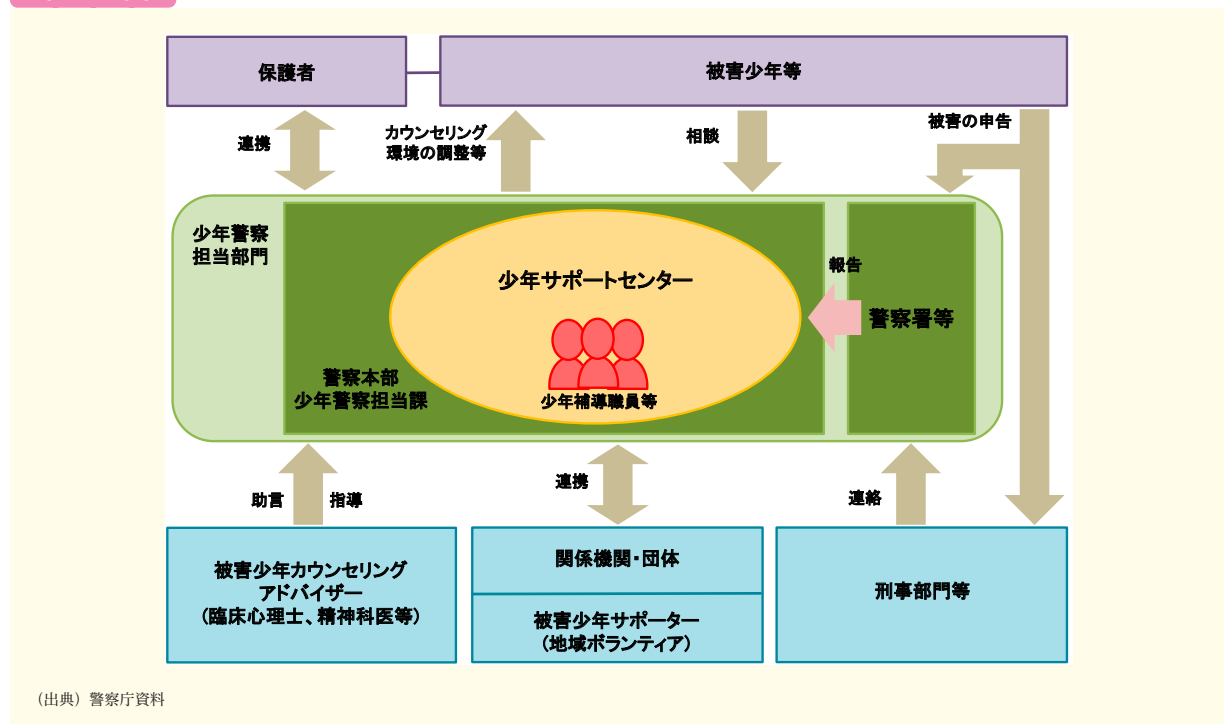
人格形成の途上にある少年が犯罪などにより被害を受けた場合、その後の健やかな育成に与える影響が大きい。被害を受けた少年の心のケアに当たっては、その悩みや不安を受け止めて相談に当たることや、家庭・友人関係・地域・学校といった少年が置かれている環境に関する問題を解決すること、関係

35 <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/jinsin/kettei/keikaku2014.pdf>

機関が連携して必要な支援をしていくことが大切である。

警察は、被害者の再被害を防止するとともに、その立ち直りを支援するため、少年補導職員等による指導助言や被害者に対するカウンセリング等の継続的な支援を行っている。臨床心理学や精神医学といった高度な知識・技能や豊富な経験を有する部外の専門家を「被害少年カウンセリングアドバイザー」として委嘱し、その適切な指導・助言を受けながら、支援を実施している。また、それぞれの地域において、保護者などとの緊密な連携の下に日常の少年を取り巻く環境の変化や生活状況を把握しつつ、支援を行うボランティアを「被害少年サポーター」として委嘱し、これらの者と連携した支援活動を推進している（第3-56図）。

第3-56図 警察による被害少年への支援活動



文部科学省は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係機関とのネットワークを活用するなど多様な支援方法を用いて、被害を受けた子供の心のケアを支援する活動を推進している。さらに、子供の心のケアに対する対応の充実を図るため、教職員などを対象とした研修会、教職員向けの指導参考資料の作成などを行っている。